

第3回薩摩川内市行政改革推進委員会 会議録

開催日時	平成 27 年 7 月 17 日(金) 13:30～16:40	
開催場所	薩摩川内市役所 601会議室	
出席者	委員	吉満会長、小島副会長、上梶委員、中野委員、徳田委員、山下委員 欠席:外菌委員、山本委員
	事務局	行政改革推進課長、同課長代理、同課職員
	傍聴者	1名

□会次第

開会	主管課・室
1 補助金評価	
(1) 産業祭開催事業補助金	農政課
(2) 就業(第1次産業)定着支援事業補助金	農政課
(3) 産地農業後継者支援事業補助金	農政課
(4) 産地農業活性化支援事業補助金	農政課
(5) 活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金	農政課
(6) 農業・農村活性化推進施設等事業補助金	農政課

□議事

1 補助金評価

(1) 産業祭開催事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 本事業は平成19年から実施されているのか。

●主管課 本事業は、合併前から実施している事業であり、平成19年からではない。

○委員 どのような経緯、理由でこの事業が実施されるようになったのか。目的は何か。

●主管課 本市の農林水産業及び商工業の振興や地場産業の重要性を広く市民に認識していただくことが大きな目的である。また、この事業は、稲刈りや収穫時期も終わり、本市産の野菜等も豊富にある11月開催である。このような時期だからこそ、市民に野菜等の購買をしていただきながら、本市でも多くの農林水産物があることを広く認識していただく格好の場と位置づけて毎年実施している。

○委員 この事業はいつから開催されているのか。

●主管課 合併前からそれぞれの市町村でこのような事業は行われていた。合併を機に農林水産業の活性化、地域や住民の皆様と本事業を通して親しむ場を設けたいということで1つにまとめ、合併当初は、それぞれの旧市町村のイベントを組み合わせるなどしてスタートした。最終的に、平成19年度に交付要綱をまとめたということが経緯である。

○委員 目標年度が平成32年度とあるが、期限付きの事業なのか。

○課長 補助金交付要綱等において、成果指標の目標年度が明確なものについては、それを記載してもらっている。しかし、補助事業に継続性があり、成果指標の目標年度の設定がないものについては、最高5年を

目標年度とし、平成32年度と記載していただくように当課から指導している。

○委員 平成32年度までの期限付きの事業と解釈してもよいのか。

●主管課 この補助事業は期限が定められておらず、今後も永続的に続けていきたいと考えている。目標年度に永続的という書きぶりではできないため、行政改革推進課の指導の下、最高5年を目標年度とし、平成32年度と記載している。

○委員 なぜ期限付きではない事業なのか。

●主管課 産業というものは農業も含め、終わりが無い。年々、時代も内容も変わっていき、特に農業というのはずっと回っていく事業である。今回評価していただく全ての補助事業についても人が代わり、物が代わり、機械についても耐用年数があるので、エンドレスで回っていく循環型サイクルの取組になる。そのような観点から期限は定められない。

○委員 この事業には、補助金として毎年約350万円の税金が費やされており、本年度までの8年間で約2,800万円の税金が使われている。「費用対効果」という観点から、本補助事業を行うことで本市の農林水産業及び商工業がどのような効果を生み出しているのか。具体的なデータあるのか。

●主管課 長年事業を開催している中で、確実に数えたわけではないが1つのデータとして、平成20年度の総合運動公園で開催した際の来訪者は約12,000人であり、平成26年度は約30,000人である。多くの市民の方々に足を運んでいただいております、この事業が年々活性化しているということがわかる。

○委員 この事業の運用は8割が補助金で賄われている。本事業は補助金がないと全く実施できない事業ではないか。あまりにも補助金に頼り過ぎた事業でもっと自助努力が必要ではないか。本事業にこれだけ

の補助金（税金）が使われていることを市民に公開し、行政側の判断だけでなく、この事業に毎年多額の税金をつぎ込んで今後も継続してやる意義があるかどうか市民の意見を聞くことも重要ではないか。これに関する市の考えを聞かせていただきたい。

●主管課 この事業については、薩摩川内市だけを見ていただくとそのような認識になるかもしれないが、県は農業祭、農林水産省は農林水産祭という位置づけの下、国が主体となりながら、農林水産業を正しく理解してもらうため全国レベルの事業で行っている。このような観点から、本市だけがこの事業で突出した取組をしているのであれば、ご指摘も当然かと思うが、県内だけでなく全国の自治体において同様の取組をしているので、ご理解いただきたい。

○委員 これは実行委員会方式なのか。予算等から見ると市が主体で、市の委託事業ではないかという気がしないでもない。補助金が予算で決まっているから、申請も、審査もなく交付しますよという方式をとっているのか。また、補助金額について、他の補助金額は事業費や運営費の1/2補助や1/3補助、8割補助だったりするが、この補助金の補助金額は、予算に計上した額とある。市の委託事業のようである。補助金事業でするのであれば、8割補助、2割自己負担などと明記すべきではないか。他の補助金との関連性を考えて検討していただきたい。これは大綱引きの補助金にも言えることである。

●主管課 1点目は、補助金の積算等について市が関与しているのではないかとのご質問ですが、当該事業は、実行委員会を立ち上げ、市だけではなく関係機関や団体にご参加いただきながら実行委員会方式で行っている。また、各年度、実施前から協議・連携を行っており、平成26年度にお

いては、産業祭開催後も実行委員会を開き、当該年度における反省、改善すべき点の検証、予算関係も含めて、今後のあり方について協議し、次年度の予算編成のあり方等について検討をしている。このことから、市が主導となって予算を作っているのではないかということには当たらないと考える。2点目の負担金の考え方についてのご質問だが、現在、各団体からの負担金として、57万円をいただいている。委員の回答にも繋がり重複するが、産業祭や農林祭は、国や県、他の自治体も行政が主体となって行っている事業である。これにより、ある程度はこれまでどおりの体制で運営せざるを得ないと考えられる。各団体の負担金割合を引き上げたり、市と他者との負担割合について明確にする必要性があれば、今後検討しなければならないと考えている。

○委員 この事業は市としても必要な事業だと思うが、この事業を市の委託事業とした場合、何が問題なのか。

●主管課 委託事業とすると、市が前面に出てなくなることが想定され、市民に市が他の団体に仕事を投げたという捉え方をしていただきたくない。産業祭については、これまでも自治体が主体となって取り組んできているので、これまでどおりのやり方がいいのではないかと当課としても理解している。

○委員 2ページの視点別評価の適格性及び妥当性の①の項目について、実行委員会に補助を出すのであれば、評価はBじゃなくてもよいのではないかと。また、平成27年度の補助金額は予算に計上した額ということで340万円とあるが、340万円をどうぞご自由に使ってくださいとのことである。平成26年度の市補助金が約330万円であるのに対し、本年度の予算額は、340万円と高い。さらに収入については、補助金以外に9団体の負担金と自己

資金があるが、自己資金は14万円と少なすぎる。これについて市の意見をお聞きたい。

●主管課 視点別評価の適格性及び妥当性の①の項目については、今までの説明とは逆行してしまうかもしれないが、市と同等レベルや対等レベルで本事業を実施してくれるような団体等が現れたら、将来的には、そこをお願いしたいという期待を込めてB評価にしている。負担割合については、先ほども2名の委員からあったように、負担割合をあげるべきとの指摘があれば検討していきたい。今年の予算額が高いのではないのかということについて、平成26年度において当初予算は360万円だが、執行したのは330万円である。このように、執行残額が発生した場合は市に戻し入れを行っている。必ずしも満額使いなさいということではない。

○委員 優秀産業家等表彰に甕島の方が入っていないが、甕島の漁師の方は表彰者に該当しないのか。

●主管課 該当する。この表彰については、各団体や各支所等に照会をかけ、推薦に値する方がいらっしゃれば、その方の推薦をいただいている現状である。過去には、甕島の表彰者もいたこともある。

○委員 甕島には、優秀な漁師の方が多くいるので、推薦について本庁から支所に積極的に奨励していただきたい。

●主管課 本年度も、担当者会で甕島に出向き、支所の職員に説明している。先日、産業祭&JAフェスタ幹事会を本会場で開催した際も、テレビ会議システムを使用し、甕島の担当者との協議・連携を行った。実行委員会においてもテレビ会議システムを使用し、支所長に優秀産業家の推薦をお願いしているところである。

○委員 幅広く表彰していただき、企業振興の発展に繋げていただきたい。

○会長 補助金の使途については、大半を会

場設営費とイベント費が占めている。これに対して補助をしているので、開催場所を提供してあげているようなものである。この運営が各団体主催となると、補助金分をねん出するために、場所代を貰わないといけなくなる。そうなった際、市民がこのイベントに足を運んだ時に商品が高いと感じさせることに繋がるのではないか。こういうところは、どういう意味合いの補助金なのかというところを考えなければならない。また、負担金等についても、委員会の中でこれほどの意見が出たということを持ち帰っていただき、それぞれの事業所や団体に考えていただきたい。この事業を7年実施されてるということで、市民からアンケートをとる取組はできると思うので、ここに出せるようなアンケートをとっていただければありがたい。「ぜひ続けてほしい」という声がたくさん聞こえてくれば、私どもの判断の基準になるかと思う。

3 補助金評価

(2) 就業(第1次産業)定着支援事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 補助金の目的が、公平性を欠く気がする。今後の方向性は、休止となっているが、どのような選別をしていたのか。また、1件以外に実績はないのか。

●主管課 本補助金は平成25年に制定した。これは、富士通の企業撤退により従業員の大量の就職確保が必要になったことから、商工側と同じような取組をしたなかでの意見として、かつて農林水産業の経験がある方が再度、農林水産業を始めるかもしれないということで当該補助事業を実施させていただいている。実績としては、農政課分は、平成26年度に1名と少ないが、畜産でも1名、水産業でも1名ということで、本補助金を利用して、退職せざるを得なかった方々が農業、畜産業、水産業に就業された。第一次産業に就業する場合、多くの出費を要する。その負担を少し

でも軽減してあげることで速やかな就業定着ができたらということを背景としている。このような背景もあるが、富士通の企業撤退から3年経過したこともあり、ある程度、従業員の就業についても整理がついたことから、本来の予定通り、本補助事業は休止したいと考えている。

○委員 平成26年度の本補助金の申請者は、現在も農林水産業を継続し、規模を拡大しているのか。

●主管課 水稻経営に取り組んでいらっしゃる。水稻は、規模が大きいと経営は成り立たないので、拡大しているものと認識している。

○会長 FIM対策の説明を先にしていただければよかったかもしれない。

○委員 本補助金交付要領の第2条第5号のように補助金を受け取る者の自助努力を促す要領は他の補助事業にも共通するので大変良い要領だと感じている。

3 補助金評価

(3) 産地農業後継者事業補助金

(4) 産地農業活性化支援事業補助金

(主管課説明後、(3)と(4)の補助金が似ているため同時に質疑・協議)

○委員 本補助事業は、平成21年から実施されているのか。

●主管課 そうである。

○委員 農業を含め第一次産業の担い手不足問題は全国的なものであり、何年も前から危惧されてきたものであるが、どのような経緯、理由で平成21年から施行されたのか。

●主管課 平成21年以前にも各分野で補助事業があったが、それを1つにまとめて簡素化し、新たに平成21年度に本補助金交付要領を制定した。

○委員 補助対象者を55歳以下と限定している理由は何か。定年退職後、地元に戻り、農業に就業したい人も今後増えてくるのではないか。56歳以上が補助対象にならない理由があるのか。

●**主管課** 56歳以上は、資料4の補助金で対応させていただいている。農業を営む全員の方に永続的に農業に取り組んでもらいたいが、基準を設ける意味で、55歳以下の働き盛りの方には、より手厚い支援をし、56歳以上の方も働き盛りではあるが、補助率を若干落とした形としている。

○**委員** 本要領によると一部を除き、前回の補助金交付を受けた年度から3年以上経過した者とあるが、3年おきに申請が行えるのか。また、なぜ3年おきに補助申請が可能なのか。本制度は、農業保護の観点から必要な面もあると理解できるが、起業時に補助金を受け取り、生計が立てられるほど自立したら、本補助金の必要性は薄らいでくのではないのか。本事業に関する補助金は一回のみの申請などとしなないといつまでも補助金に頼りっぱなしの農業になってしまうのではないのか。

●**主管課** 3年おきに申請が可能である。例えば、水稻はトラクターや田植え機、コンバイン等の様々な機械が必要になる。これらを1回の更新でいいかという、年次的に故障したりする。これらの費用は高額であり、規模が大きい農家ほど新たに投資をする頻度が多くなる。農家の負担を少しでも軽くしてあげられたらという思いから補助金を交付しているが、毎年交付することはできないので、せめて3年間は自助努力をしてもらいながら健全な経営を行っていただいている。仮に農家から10の要望があった場合、10全てを予算化しているわけではなく、審査会をとおして、審査で採択された方を優先に予算措置を施している。

○**委員** 本要領第9条（効果の測定）で、補助事業者等の数、経営状況を把握してこれをどのように本補助金交付に反映していくのか。

●**主管課** 計画段階の目標数値として、機械を導入することによって現在の500万

円を5年後には700万円にしたいということがあるので、経営状況や査定についても適宜、把握しつつやっている。

○**委員** 私の身の回りの認定農業者でこの補助事業を知らなかった人が結構いた。資料3と資料4の補助金は類似しているので、一本化できないのか。また、本要領の第2条第3号において、実際に補助金を交付して5年又は7年以内に認定農業者になったという実績や効果はあるのか。

●**主管課** 平成16年度から現在まで新規就農者、新規就農予定者は89名いらっしゃる。55歳以下と56歳以上で補助金の補助対象者を分けているが、55歳以下は働き盛りであり、大きい水稻農家やお茶農家の方もいらっしゃる。このような方々に一生懸命取り組んでいただき、1つの一次産業を盛り上げていただきたいと考えている。このような意味合いからも2つに分けて補助事業をしている。新規就農者等も今も出てきているので、このような補助事業があるということを情報発信していきたい。

○**委員** 5年以内に認定農業者になったとか、補助金は受け取ったが認定農業者にはならなかったとか、このことに対しての市の意見を聞かせていただきたい。

●**主管課** 5年先を見込んで機械導入等をしてメニューに取り組んだが、認定農業者になれなかったという方は今のところいない。先ほどご指摘がありました認定農業者でも当補助事業を知らない人もいるということだったが、現在、認定農業者が192名いる。その方々においては毎年、個人ごとに次年度、当補助事業に取り組むかどうか要望をとっている。よって、知らない人はいないと認識していたが、知らない人がいるのであれば、認定農業者だけでなく新規就農者も含め漏れがないように周知していきたい。

○**委員** 新規就農者の関係者にもこのよう

な補助事業があることを周知したほうがいいと思う。補助対象者において、認定農業者以外に資料3は、新規就農者、農業法人等であり、資料4は、3戸以上の生産者団体、農業協同組合とある。このように補助対象者が違う理由は何か。

●**主管課** 資料3については、意欲のある方を対象としている。資料4について、個人では小規模な農家だが、まとまれば非常に大きな農家団体になり、それなりの成果をあげているところもあるため、3戸以上の生産者団体、農業協同組合を対象としている。認定農業者の農業経営の目標として、農業所得を概ね350万円以上と設定されている。それには満たないが、本市の農業を支えてくださっている小規模な農家の集団も支援すべきじゃないかという背景のもと、対象者の書きぶりを変えている。

○**委員** 資料3の補助対象者に農業法人等とあるが、この「等」のなかに、資料4の3戸以上の生産者団体というのは含まれないのか。いわゆる、56歳以上の要件を55歳以下の方も対象にできないのか。

●**主管課** 資料3の農業法人については、農業法人で認定農業者を取得している者であり、資料4の3戸以上の生産者団体は、任意団体ということで、認定農業者になれていないということもあり、含まれないということになる。

○**委員** 55歳以下の認定農業者については、しっかりと350万円以上の利益があるような方を対象にしているということではよろしいか。

●**主管課** そのとおりである。

○**委員** 支援事業メニューは、この資料にあるものだけか。

●**主管課** 全部で19あり、これは抜粋である。

○**委員** 抜粋だけではわからないので、全部出していただきたい。

●**主管課** 似たような書きぶりになり、ペー

ジ数が多くなるので代表的なものしか出していなかった。以後、気を付けたい。

○**委員** 他には何があるのか。

●**主管課** いちご、らっきょう、ごぼう、山の芋、ゴーヤ、じゃがいも、きんかん、ぶどう、梨、お茶、大豆、柿、水稻、たばこ、柑橘類である。

○**委員** 資料3と資料4が対象者と補助率が違うだけであるが、この2つを統合することは考えていないのか。

●**主管課** 交付要領が煩雑になり、混同してしまう可能性がある。私の推察であるが、当時もこのような検討をし、補助率が違うことから、2つに分けたのではないかと考える。

○**委員** 交付要領を改正したらできるのでは。

●**主管課** 行政側も市民に対し説明する義務があり、わかりやすい説明が求められる。現場でも55歳以上になったら資料4の補助金、それまでは資料3の補助金という形で、認定農業者の方に認識していただいている。このようなことから、資料3と資料4の補助金を分けた方が市民にとってもわかりやすく、私たちも整理がしやすいと理解している。

○**委員** 意見として出していただき、検討されたい。

○**委員** 委員と同じ意見である。資料3と資料4は、補助対象者と補助額といった若干の違いはあるが、ほとんど同じであり、内部評価も同じである。この2つの補助事業については、主管課で関係者から意見集約し整理の上、統合を検討されたい。

○**会長** 補助金を受け取る側と、2つの補助事業について今後どういう方向性がよいのか話し合いをされたい。また、この補助制度を知らなかったとならないようにしていただきたい。

○**委員** 確認になるが、補助要件が3戸以上、30a以上となっている。現在もそうなの

か。私も産地農業活性化支援事業補助金をもらうための補助要件のクリアに苦労した覚えがある。新規就農者は、少なくなっている一方、後継者育成はきちんとするように国から言ってきている。現実問題として、市内で同じく野菜を作っている農家というものもなかなかいるものではない。畜産農家だと1戸で補助事業に取り組めるので、それとは大きな違いがある。3戸以上というのについては、県内の市町村がひとつになって、条件緩和の要望を出す方法もあると思う。

3 補助金評価

(5) 活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

- 委員 降灰による被害は、昔からあったと思うが、なぜ平成18年から実施なのか。
- 主管課 旧市町村では、それぞれ交付要領等が存在していたが、合併してからまとめていなかった。平成18年度より補助金等評価委員会が設置されたことを受け、それぞれを整理し、まとめた経緯がある。
- 委員 この資料5の要領は市のものか。
- 主管課 国、県事業に関しては、上位団体の要綱、要領がある際は、市で単独では作らずに上位団体の要綱、要領を準用している。よって、資料5の3・4ページについては、県が定めた要領であり、この言葉に準じて、市町村も動いている。本要綱は、平成18年4月1日から施行されているが、それ以前は、別の事業名で同じ事業を実施しており、平成18年に事業名が変わったことを受け、本要領を施行し、今もこの事業名が使用されているなかで、国、県も事業を実施している。
- 委員 国あるいは県が定めた要領で、市が何割か負担する事業であっても市として要領は作らなくてもいいのか。
- 主管課 要領は作らなくてもいいが、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱には記載しないといけない。

○委員 本補助事業の対象地域は、薩摩川内市全域なのか。

●主管課 甕島を除く全体地域だが、そのうち旧川内地域は県知事が特に認めた特認地域となっている。本土の旧4町の位置づけと旧川内市の位置づけは、補助の仕方や割合が若干異なる。

○委員 本補助金は、補助対象者が起業する時に一回だけ支給されるのか。

●主管課 一回ではない。経営している事業が大きくなれば、機械が足りなくなったりするので、その分については、国が定められた機械導入の要綱に従い、それに合致すれば、同じ年度でも機械が足りなくなった時点で補助金を受け取ることができる。

○委員 本要領によると本補助事業実施の翌年度から5年間実施状況を報告するようになっているが、5年以内に本事業を辞める場合、受け取った補助金はどのようなのか。

●主管課 5年以内については、国に報告をして、その事業についての残期間分の金額については返納ということになっている。

○委員 旧川内市は、対象地域になっているのか。また、補助率等について旧4町とどのような差があるのか。

●主管課 旧川内市は、特認地域となっている。旧4町と異なるところは、補助金を受け取る際に、雇用促進、面積の拡大をしないところというところが異なっている。

○委員 旧4町と旧川内市を統一の取り扱いにすることはできないのか。合併後の地域として統一感を図るべきでないかと思う。

●主管課 これを指定するのは、我々でなく、国、県である。国、県のご理解を得ることができれば、統一できるかもしれない。

○委員 この補助金は薩摩川内市から出すべきでないか。旧川内市から補助金を出していなかったから、旧4町と同じような取扱いにならなかったという話も聞いたこ

ともある。やはり、鹿児島県とも調整されて統一の運用をしていただきたい。

●**主管課** これから桜島の火山活動が活発になり、降灰量も増え、甚大な被害が出るとなれば、甑島も含めた薩摩川内市という1つの地域で国が定める補助対象地域となる可能性はあろうかと思う。現状は、本土の旧4町については、国が定めた地域、旧川内市について県知事が定めた地域ということで若干色分けがある。今回の委員からの意見を参考に、県の意向等を伺いながら薩摩川内市という1つの地域として同じ取扱いになるよう取り組んでいきたいと思う。

○**委員** 本補助事業の目的は、本要領から「農業者の経営の安定を図る」ことを目的としているのではないかと思うが、内部評価の今後の改革の方向性の理由は、これで妥当なのか。

●**主管課** 確かに、「桜島の降灰からの被害を軽減して、農家の経営安定を図るためには必要である」等の理由にすべきだったと思う。

○**会長** 意見をまとめると、対象地域について、薩摩川内市から県に声をあげ、国にお願いをする取組を農政課に頑張っていたきたいということである。

3 補助金評価

(6) 農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**委員** 本要領は、(案)ではなく、決裁済みのものを補助金評価資料としていただきたい。

●**主管課** 実際には決裁が済んでいる要領だが、資料をきちんと精査して、ご提示すべきだったと反省している。

○**委員** 県が主導する補助事業に本市が負担する理由は何か。県独自の事業だけではないのか。

●**主管課** 本市が負担しなければならないという理由はないが、本市の合併前から取

り組まれていた県の単独事業について、ほとんどの旧自治体において当時、補助率において市が1/6を上乗せするというのが慣例となっていたようである。合併協議等の中で、合併によりこれまで享受していたものが少なくなるということで、市の1/6上乗せをしたのではないかと推察する。

○**委員** 本補助事業と資料4の補助事業は、類似点が多くあるが、同一事業者が本補助金と資料4の補助金の2つを重複して受け取ることはできるのか。

●**主管課** できない。

○**委員** 本補助事業と資料4の補助事業について、関係者から意見集約し、整理統合の上、見直す必要があるのではないか。

●**主管課** 資料4は、市独自の補助事業である。それに対し、資料6は県の単独事業である。事業内容は同じでも、事業実施の主体が違うものを統合させるのは難しい。

3 補助金評価

(7) 新規就農支援金補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**委員** 実績報告書の中で支援の期間が1年6ヶ月とあるが、ここの考え方を教えてください。また、この補助金を受け取ったことで、どのような効果や成果があったのか。

●**主管課** 1名に対し、研修期間を1年6ヶ月と限度として、125,000円を支給することになっている。研修生は、4月、7月、10月の年に3回の受入をしており、そこを起点に1年6ヶ月としているので、年度をまたぐ方がいる関係でこのような書きぶりになっている。また、平成17年から本年まで農業公社の研修事業を受けた方が23名いる。このうち17名の方は薩摩川内市内において現在も農業に従事されており、それなりの効果はあげられているのではないかと理解している。また、17名に含まれなかった方について、2名は亡くなり、それ以外の方は、経営転換をされたりしている。

○委員 平成24年度から平成26年度までは、毎年2・3件補助金を交付しているようだが、その方々は研修期間中、継続されていたのか。

●主管課 研修期間中に退学された方は今までいない。

○委員 研修期間中に退学した場合、それまでに受け取った補助金は返納するのか。

●主管課 研修生は、農業公社が準備した研修ほ場で実習を行い、作物の生産、販売を行うが、その収益は全て農業公社の収益となることから、研修期間中の収入はないことになる。そこで、研修期間中の補助金は生活費として交付し、補助金の単価は、国庫事業に準じ、労働の対価として設定している。このため、適正な交付申請により研修を実施した期間は、研修を途中で終えた場合も、補助金の返還に該当しない取扱いにしている。

○委員 研修修了後、5年間就農しなかった場合、補助金返還になるのか。また、青年就農給付金事業には45歳未満とあるが、本市の補助対象者に年齢制限がないのはなぜか。

●主管課 本要領にある「研修修了後、速やかに就農し、5年間就農することが見込まれること」については、農業公社の研修生募集の要件となっていることから、当該補助金要領にも要件として設けてある。当補助金は、先ほど回答したように、研修時の労働の対価として補助金を交付していることから、就農後、何らかの理由により離農しても、補助金の返還には該当しない取扱いにしている。また、本補助事業は平成19年からの市の事業であり、当時から年齢制限を設けていなかったのが現在もそのままである。青年就農給付金事業は平成24年からの国の新規事業であり、年齢が45歳と設定された経緯がある。

○委員 本補助金は、なぜ薩摩川内市農業公社の研修生でなければ受給できないのか。

先進農家、農協、農業団体等でも十分ノウハウを教えられるのではないか。

●主管課 優秀な農家は本市に多くいるが作物が固定化している。農業公社は、多くの品種の作物を同じ施設の中で作っている。多くの作物に触れていく中で、自分に合った作物を選んでいただきたいということで、視野の広い教育を受けていただいている。このような点から、幅広い作物の分野で優秀な新規就農者を排出したいということを背景に農業公社の研修生に対して補助金を支給している。

○委員 平成24年から平成26年まで7名に補助金を交付しているが、この対象者はどこの部分が青年就農給付金の要件に合致しなかったのか。

●主管課 45歳以下という年齢制限に当てはまらなかった。

○副会長 この補助金の交付者の選考にあたって、採用される方、不採用の方いるのか。

●主管課 書類選考、内部審査、最終的に個人面接を通じて選考しているので、不採用の方もいる。

○副会長 平成26年度は3名だが、3名とも素晴らしい方が来られて採用されたということか。

●主管課 その通りである。

○委員 本補助事業は、青年就農給付金事業に集約できないのか。二重行政の解消という観点からも検討していただきたい。

○会長 農業公社の研修は忙しいが、多くの作物を育てられるのでとてもいいという声を聞いたことがある。研修を受ける人が2・3人ではなく、もっと増えたらいいと思う。

3 補助金評価 まとめ

(1) 産業祭開催事業補助金

○会長 まとめに入る。外部評価の視点別評価について、公益性、必要性、有効性については、委員の皆様方の意見としま

しては、概ね「高い」という評価で認識しているが、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 適格性及び妥当性について、内部評価はBという評価が2つ出ている。市が主体となりながら、主管課は他の団体が主催となってもいいという考えであったが、これについての評価は「低い」でよろしいか。

○委員 実行委員会の効率性をあげる意味でも「低い」と評価し、その中で努力していただきたい。

○会長 適格性及び妥当性について「低い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性として、内部評価は、「現状のまま継続」となっているが、委員の方のご意見の中では「もう少し内部を充実させてみたらどうか」というご意見もあった。となると「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で産業祭開催事業補助金を終了する。

3 補助金評価 まとめ

(2) 就業(第1次産業)定着支援事業補助金

○会長 まとめに入る。内部評価について、主管課は「休止」としている。富士通の企業撤退により、退職せざるを得なかった方に対して、農業に従事する際は、このような補助金があるということであった。こちらについては、富士通の企業撤退から3年経過し、それまでに1人しか補助をする機会がなかったということで、その後も補助をする機会が見込めないのではないかということだった。これに対し外部評価の視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性として、内部評価と同じく、「休止」という評価でよろしいか。

○委員 内部評価が「休止」ということは、また再開するつもりなのか。

○会長 「廃止」とはなっていない。

○課長 富士通の企業撤退は予期せぬものであり、退職者が700人を超した。あってはならないが、今後の予期せぬ事態に備え、このような体制を取っておく必要がある。

○会長 富士通だけでなく、他の事業体でこのような事態が発生した場合、本補助金が宣伝になるということか。

○課長 そのような事態に活用できるという部分も残すために「廃止」ではなく「休止」にしていると思う。

○委員 本補助金の目的は、FIM対策なのか。

○課長 FIM対策だけではなく、就業定着という2つの面を目的としている。FIM対策で、市として一番効果があったのは、国、県の「緊急雇用対策補助金」である。それだけでなく、市独自の補助金事業をしているということが本補助金の目的であったのかと思う。

○会長 今後の改革の方向性は、「休止」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で就業(第1次産業)定着支援事業補助金を終了する。

3 補助金評価 まとめ

(3) 産地農業後継者支援事業補助金

○会長 内部評価はいずれもA、今後の改革の方向性の理由について「今回評価する全ての補助金に同じ理由は通じないので、各補助金に見合った理由を書いてほしい。」ということ意見を意見としてあげる。それでは、外部評価の視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格

性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について、他の補助金と統合されたいとの意見も出たが「現状のまま継続」か「見直しの上で継続」どちらの評価にするか。

○委員 拡大をすべきだと思う。本補助事業は非常に大事なものであり、後継者育成支援を拡大しなければならないということで「見直しの上で継続：拡大」と評価したらどうか。

○会長 後継者支援を今以上に拡大しなければならないという意味で「見直しの上で継続：拡大」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 また、意見として「産地農業活性化支援事業補助金と統合を検討されたい」を出す。以上で産地農業後継者支援事業補助金を終了する。

3 補助金評価 まとめ

(4) 産地農業活性化支援事業補助金

○会長 本補助金は、資料3の補助金と内容が似ているということなので、同じく外部評価の視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性として、外部評価は、「見直しの上で継続：拡大」とし、意見として「産地農業後継者支援事業補助金と統合」をあげるということでよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で産地農業活性化支援事業補助金を終了する。

3 補助金評価 まとめ

(5) 活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金

○会長 本補助事業は、降灰対策事業であり、「対象地域について県から国に申し

入れをお願いしたい」という意見があった。

外部評価の視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について、先ほど「川内地域については、もう少し調べてほしい」との意見が出たので「見直しの上で継続：拡大」という評価に捉えられるが、それでよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金を終了する。

3 補助金評価 まとめ

(6) 農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金

○会長 この補助金は、農業機械等の導入に係る経費を補助するものである。外部評価の視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について、本補助事業は県の交付条件に従っているところであり、拡大ができるかどうかはわからない。

○委員 「現状のまま継続」という評価でよろしいのではないか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性は、「現状のまま継続」という評価にする。以上で農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金を終了する。

3 補助金評価 まとめ

(7) 新規就農支援金補助金

○会長 外部評価の視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について委

員から、「新規就農者について積極的な支援をすべき」との意見があったので「見直しの上で継続：拡大」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 農業者支援という形をどのように自治体として考えていかなければならないかということで、農業従事者の拡大というのはちちたるものがあると思うが、市場に対して、全国的な市場単価に振り回されている気がする。自治体内での市場の在り方を見ると農家なのか農協を通すのかわからないが、地産地消的なコントロールが農家支援には必要なのではないか。地産地消推奨の形でされてる地域で、農家レストランをしているところもある。やはり、限界集落との対応等も考えると農家があって農家で集客できるようなことができれば、もう少し、地域の流出防止が図れるのではないか。農政課には地産地消的なものを充実させる仕組みを考えていただきたいということで意見をあげる。以上で新規就農支援金補助金を終了する。